

令和八年三月二日付け広島県報（定期）第十七号に登載の広島県訓令第十号（広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令）の一部を次のように訂正する。

総務局総務課長

ページ	一	一	一
行			
正	広島県訓令第二号	広島県訓令第十号	
誤			